

令和 7 年度 第 2 回茅ヶ崎市環境審議会 (WEB 会議) 会議録

議題	議題 1 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和 7 年度版）に対する答申（案）について【資料 1】 2 茅ヶ崎市環境基本計画の政策評価に対する答申（案）について【資料 2】 3 茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し（骨子）について【資料 3、参考 1、2】 4 その他
日時	令和 7 年 9 月 2 5 日（木） 9 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分まで
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階 会議室 3
出席者名	（環境審議会委員） 大河内委員、島崎委員、杉山委員、瀬戸委員、西野委員 〈WEB 会議により出席〉安齋委員、岩鶴委員、草野委員、小林委員、園原委員、藤吉委員、三島委員、山田委員、山本委員、湯浅委員 （欠席委員） 田中委員、村越委員 （事務局） 【環境政策課】柳下課長、森課長補佐、松本課長補佐、眞井主査、石橋主事、高橋主事
会議資料	資料 1 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和 7 年度版）に対する答申（案） 資料 2 茅ヶ崎市環境基本計画の政策評価に対する答申（案） 資料 3 茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し（骨子） 参考 1 茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し方針 参考 2 茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し（構成案）
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	なし

○柳下課長 定刻になりましたので、ただいまより令和7年度第2回茅ヶ崎市環境審議会を開催いたします。皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

まず、初めに出席確認をさせていただきます。音声も確認させていただきたいので、お名前をお呼びした方は、一言ご発声をお願いいたします。

(事務局より出席確認)

○柳下課長 ありがとうございます。皆様よろしくをお願いいたします。

田中委員、村越委員からは、欠席の連絡を受けておりますので、御報告いたします。また、ここで御報告申し上げます。塩原委員におかれましては、御都合により任期途中ではございますが、7月末で退任されました。なお、後任につきましては補充を行わず、現行の体制で審議会を進めてまいります。また、本日の傍聴者はいらっしゃいません。

それでは、出席の確認がとれましたので、これ以降は、ビデオはオフにさせていただいて構いません。発言される際は、挙手のアイコンを表示するか、ビデオをオンの状態で、カメラに向かって挙手をお願いします。

続いて、配付資料についてですが、事前配付し、すでに確認させていただいておりますので、この場での確認は割愛させていただきます。

それでは、これより議題に入らせていただきます。会議の進行につきましては、審議会規則に基づき、安齋会長をお願いいたします。

○安齋会長 皆さん、おはようございます。本日の議題は、審議事項が3件と、その他報告案件を予定しています。会議終了は11時30分の予定です。スムーズな進行に御協力くださるようお願いいたします。

【議題1 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和7年度版）に対する答申（案）について】

○安齋会長 それでは議題1 茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和7年度版）に対する答申（案）についてです。

令和7年度版の年次報告書を基に、施策ごとの取り組みに対する評価について、自然環境分科会、生活環境分科会、温暖化対策分科会の3分科会で、議論していただきました。

3分科会で個別に議論していただいた施策ごとの取り組みに対する評価については、資料1の1ページから18ページに、それぞれの分科会のコメントを記載しています。なお、政策目標5の「環境に配慮した行動を实践するまち」に該当する施策⑳から㉔につきましては、3分科会共通で議論していただいている、それぞれの分科会からのコメントを列記させていただきます。

議論の進め方ですが、まず、初めに3分科会長より、評価作業を通しての所感や、特に議論となったトピックスなどについて、御報告いただきたいと思います。その後、資料1の冒頭の答申本文について、御確認いただきたいと思います。

それでは、最初に分科会の内容について、分科会長より簡単に報告をいただければと思います。最初に自然環境分科会の藤吉分科会長より説明をお願いします。

○藤吉委員 藤吉です。よろしくお願いします。自然環境分科会の報告を簡単にさせてい

たきます。分科会をそれぞれ3回やられていると思いますが、自然環境分科会はず1回目として、7月15日に施策⑭から⑮の内容を検討しました。その次に、施策①から⑥の検討ですが、例年、活動団体のヒアリングを行っており、7月18日に2回目として、活動団体7団体に集まっていただき、ヒアリングをしました。その結果を受けて、8月6日に施策①から⑥の検討と政策目標1と5に対する評価を進めました。

その結果がこの答申案にまとめられていますので、その内容を皆さんに確認いただきながら、私がピックアップしたところを確認させていただきたいと思います。

資料1の2ページと3ページを開いていただいて、まず施策①という項目が示されていて、評価できる点はたくさんあるので割愛させていただきます。今後検討すべき課題の気になった点を説明させていただきます。

1つ目としては、施策①の今後検討すべき課題のところで、「特別緑地保全地区の指定について、期末目標値までには大幅な開きがあるため、指定の継続や見直しについて具体的な議論を進めていただきたい。」というまとめを示している。これについては、特別緑地保全地区の目標が最終年度は40ヘクタールという数値目標が示されているが、計画策定時は8ヘクタールで進められていて、6年経った状態でも面積指定が広がっていない。進みが遅いということもあり、目標設定見直しについて、考えた方がよいのではないかとということで意見を示させていただきます。

2つ目としては、3ページの施策②の今後検討すべき課題のところで、「管理体制や手順等をマニュアル化したガイドライン等の策定も必要と思われる。」とあり、ヒアリングした時に、各団体から保全に向けた作業は共通でやられているが、そのやり方等が統一されていないくて、やり方をマニュアル化したようなガイドラインが欲しいという要望も出たので、なるべく早めに作成して、進めていった方がよいのではないかとということで、意見を示しています。

3つ目としては、4ページの施策⑤の今後検討すべき課題に、特定外来生物ナガエツルノゲイトウの話があり、「その駆除対策をどのように進めていくのか、各部署の役割分担や連携も含めて今後の保全対策までしっかり踏み込んで検討していく必要がある。」という内容を示しています。実際、その駆除については、見つけたらすぐ駆除しているという事例もあれば、確認はしているが、駆除はせずにそのままにしているという対応もある。部署によって仕事内容が異なるというのもあるが、連携を上手く進めていくことで、対応できるのではないかとということで、こういう意見を示しています。

その他の項目については、3分科会共通の項目になりますが、17ページの施策⑭の今後検討すべき課題に自然環境分科会の意見として、「団体との継続的な対話や情報交換・共有を実施するとともに、参加しやすい枠組みの再構築やより多くの団体の支援等を強化していただきたい。」ということで、団体との連携や情報共有をお願いしています。年次報告書に対する市民意見が配付されたと思いますが、その中で自然環境分科会が担当している政策目標1に対する意見が1番多くて25件も出ています。その意見の内容を見てみると、活動団体の方から出されたような意見がいくつか推測されて、活動団体の方の要望がかなり多くあるので、そういう要望もしっかり行政の方で聞き取ってもらいながら、お互い情報共有とか認知度を深めて、スムーズに進められるようお願いしたいということで、こういう意見を示しています。全体的に特に気になった点としては、今報告したとこ

ろです。以上で報告とさせていただきます。

○安齋会長 藤吉分科会長ありがとうございました。この件について、補足や質問ありますでしょうか。それでは、3分科会終わったところで、またあればお願いできたらと思います。次に生活環境分科会ですけれども、分科会長の湯浅委員に説明をお願いいたします。

○湯浅委員 生活環境分科会の湯浅です。生活環境分科会ですけれども、担当になっているのが、政策目標2の良好な生活環境が保全されているまち、政策目標3の資源を大切に作る循環型のまち、政策目標5の環境に配慮した行動を实践するまちということで、他の分科会より1つ政策目標が多く、3つということになっています。皆さんと同じように、7月の下旬から8月の頭にかけて3回分科会を実施させていただいて、それぞれ、最初の分科会では政策目標2、2回目では政策目標3、3回目では政策目標5を検討するという流れになりました。論点になったところだけご説明させていただきます。

まず、政策目標2ですけれども、5ページから、最初の公害防止対策の推進、施策⑦ですけれども、今後検討すべき課題のところで公害の苦情件数の内訳なり動向が資料として提示されていたのですが、その中で「その他」が増えているので、中身がどんなものなのか委員から質問があり、事務局に御回答いただいた。中身としては、薪ストーブやアイドリング、光害など、多様な内容になっています。ケースによっては対応が必要であるということが確認されましたので、今後ともその点については、個別に適切な対応をしていたきたいということでお話をさせていただいています。

続く施策⑧ですけれども、健全な水環境の維持に関しては、今後検討すべき課題として、まず公共下水道の未整備区域での合併浄化槽への転換がコストの関係もあって進んでいないということなので、今後とも工夫することが必要です。あともう1つですが、この部分に限らず、全体を通してよく出ていたことですけれども、茅ヶ崎の場合どうしても北部の山の地域、畑等が多い地域と、海辺の地域というのがあります。特に北部からの意見というのは何度か出てくるのがあったのですけれども、その中で河川とか用水路にごみが捨てられていることが多いということ。これもこのあと何度も出てくるのですが、茅ヶ崎の場合は地域の住民組織の方たちといろいろ連携をして、清掃等も行っているのですけれども、その高齢化の進展等によって市民組織の活動が少し難しくなっているのので、その部分についても検討していくことが必要であるというような話が出ていました。

あと施策⑨、地域での生活環境の保全ですけれども、特にペットの騒音に関することが出てきています。取り組みをしていただいていますので、取り組んだ内容の中身や結果について、もう少し色々な情報があると良いのではないかとということ。苦情等の精査も含めて、色々な情報があると良いのではないかとというお話になりました。

続きまして、政策目標3、ページで言うと7ページになります。施策⑫4Rの推進で、事業系のごみが一般廃棄物に比べてなかなか減らないので、引き続き、取り組みが必要であるということ。また、プラスチックのリサイクルに関して茅ヶ崎市はこれからだと思うのですけれども、法律の制定を受けまして、色々取り組みが変わってきますので、製品プラスチックという、新しい用語も市民にちょっとなじみが少ないので、その辺りのところを丁寧にご対応いただきたい。

あとは施策⑬で8ページに入りますが、ごみ袋有料化に伴って、家庭用生ごみ処理機を導入されたいということで、市の方にもその助成の申し出が多くあるのですが、予算が

足りなくなるのでしっかり予算の確保をお願いします。

施策⑭のところは不法投棄の対策にもなるのですが、こちらもなかなか成果が上がっていない。また戸別収集に関しましては、今、自治会、町内会の加入率が低い。ごみの収集、ごみの集積所の管理を自治会単位で行って、それが鍵になって市民が参加しているのですが、戸別収集が進むとどうしてもその活動が弱くなってしまうので、自治会の活動にも影響があるのではないかとのご指摘もありまして、この点については、市民自治推進課と連携をして行ってくださいということで議論を取りまとめています。処分場関係に関しましては、地元との約束等がありますので、それをしっかり守りつつ、対応していただきたい。

政策目標5ですが、1つ取り上げますと、施策⑳、地域における環境学習機会の拡充の今後検討すべき課題の生活環境分科会のところですが、ここも先程申し上げた山の話と海辺の話で、結局海洋プラスチックは川で捨てられたものが海に行くので、川沿いの活動が重要であるということと、その活動が市民団体と連携しているが、高齢化によって活動が難しくなっているという記載がありますので、その点について引き続き検討していくことが必要ではないかということになりました。生活環境分科会からは以上となります。

○安齋会長 湯浅委員ありがとうございました。生活環境分科会の今のご説明について何か質問とか補足とかありますでしょうか。それでは、続いて温暖化対策分科会の山田分科会長から説明をお願いいたします。

○山田委員 それでは、温暖化対策分科会から報告いたします。温暖化対策分科会も3回の議論を行いました。それぞれの会においては、コメントの集約、その理由の議論、それから結果的にその取りまとめを行うということで、3回の議論を行って参りました。理由の議論を皆さん熱心にご覧いただいたことによって、コメントの文字数が温暖化対策分科会はかなり多くなってしまいまして、上手くまとめられずに申し訳なく思っています。

ポイントですが、政策目標4につきましては、答申案の年次報告書の9ページから今回まとめた形で掲載がありますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。細かい内容は事前にご覧いただいているという前提で、議論のポイントをお伝えいたします。

まず、政策目標4について、良い点を3つ挙げるならば、1つ目が啓発PR活動等の安定的かつ着実な実施は評価されること。

それから2つ目に、市の率先した努力と、自らの変化、特に庁内努力やC-EMS等の環境マネジメントシステムに基づく努力の部分については、これも良い結果に繋がっていること。

3つ目が、市内連携、特にクーリングシェルの設置やゴーヤの苗の配布等、市役所だけではできないような取り組みを、市内の企業、事業者、市民との連携に基づいて行っているところが評価すべきということでした。こうした議論が行われました。

これに対して改善すべき点ですが、この後の議論の政策評価にも関係するのですが、温室効果ガスの排出抑制をめぐることはご存知の通り、特に国レベルでの大きな目標の変更等を受けて、茅ヶ崎市でもどうするかというのは考えなければならないこと。それと同時に、取り決めが過去になされた計画に対して、現時点でこれをどう評価するのかというのは、多面的な評価に繋がりがやすく、ここは改善すべき点が多く出てくることになってしまいました。ここも3つのポイントに絞ってお伝えしますと、数値的な結果、つまり、こう

した目標や施策が最終的にどのような結果に繋がったのかということ、数値を使って適切に示していくという工夫は、引き続き考えていただきたい。今回の計画が、特に温室効果ガスの排出も含めて意識と行動に向けた啓発を中心にメニュー化されているので、これが実績としての数値にどのように繋がっているのかは、上手く繋いで見えるようにすべきではないかということ。

2つ目が、PDCAサイクルの建て付けでこの計画が作られている以上、きちんとチェックをした後に、次のアクションに繋がるような、接続を重視した年次評価が望ましいのではないかな。

最後に3つ目が、温暖化防止の成果を市全体としてどのように示すのか。つまり私たちの努力や事業者の努力を、自治体としてどのように取りまとめるか。茅ヶ崎市として頑張っていますとか、茅ヶ崎市としてこのように意味のある形に繋がっていますといった、評価すべき見え方に転換するところです。こちらは数値以外の内容も含めてまだまだ工夫ができる場所があるので、その辺りの議論を大分長いことやったような実感がありました。こうした良い点と改善点を、それぞれ評価できる点と今後検討すべき課題という形で、あらかじめ指定されたフォーマットに基づいて編集しました。そして、最終的にはこの答申案の形になったのが、温暖化対策分科会の議論の経過でした。説明は以上です。

○安齋会長 ありがとうございます。これで3つの分科会からの報告があったのですけれども、ここまででご質問等、或いは不足等ございますか。

それでは、今度は資料の1、答申本文に関しては、私が取りまとめて書かせていただいているのですけれども、それについて説明をさせていただきたいと思います。3つの分科会の会長からあらかじめ報告を受けまして、それを基に作っています。

冒頭の文章で、はじめにというのがありますが、最初にどうしてこれを作ったのかということと、その手順について書いてあります。3段目に自然環境の保全における「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」を用いて、自然環境評価調査が実施されているということ。それから生活環境において、燃やせるごみの戸別収集の試行が行われていること。温暖化対策におけるクーリングシェルの設置等、昨年度から進んでいる特にトピックの部分について書かせていただいています。先程温暖化対策分科会の山田分科会長からも説明がありましたけれども、議論の中で例えば、特別緑地保全地区が、実はがけ崩れが起こりやすい場所に指定されてしまっているとか、温室効果ガスの削減基準が国と県と市で違った目標になっているところがありまして、その目標の達成度を評価する時に非常にそれぞれの分科会で困ったのではないかなと思っていて、そのことについて記載をしています。

年次評価は毎年やるわけですが、それをするためには元になるデータがないといけません。そのデータの収集と解析をして、PDCAサイクルを回して、次のアクションに繋いでいくということが必要です。色々なことがあってコロナ禍なんかも大きかった訳ですが、全く進んでいない施策がある。例えば、特別緑地保全地区の新たな指定は全く行われていなくて、5年を過ぎてしまったとか、緑化ガイドラインの策定が行われていないということがありまして、止まっているということをどう評価するかということになります。きちんと何か動いてないと年次評価の対象にならないと思いますので、対象となるように、中間見直しが必要ではないかなということを書いています。

次に、1ページ目になりますけれども、項番1は茅ヶ崎市環境基本計画における評価と

いうことで、この部分は例年書いていることとほぼ同じですが、全体として、どういう仕組みでこの計画が進んでいくのかということで、10年計画なので毎年の年次評価と3年目の施策評価と5年目の中間見直しがありますということを記載させていただきました。

それから項番2の年次報告書の内容や記載について求められた事項というのがありますけれども、市民意見というのは今回非常にたくさん付けられています。市民団体のヒアリングについても、色々確認をさせていただきましたけれども、それぞれの意見を取り入れて、進捗が著しく遅れている施策については、今後きちんと対応しなければいけないのではないかとということです。

他の審議会、例えば、みどり審議会とか廃棄物減量等推進審議会の審議内容というのは、自然環境分科会や生活環境分科会と重複する部分があるので、情報の共有が必要だということです。

あと審議会をどうやって運営したかについては、項番3に記載していますが、皆様ご存知の通りです。項番4の市民への情報提供と共有ということです。これもご指摘がありましたけれども、5つの政策目標と25の施策があるわけですが、これを市民が認識して参加しやすくするとか、或いは意識していただくというところについて、工夫が必要ではないかということです。また、項番5の社会状況の急速な変化と環境政策ですが、皆さま本当に今年の夏を経験して感じられたと思いますが、もうほとんど毎日熱中症警戒アラートは出続けていまして、緊急安全確保をしてくださいという豪雨も何度か降っています。そういう地球温暖化が市民生活の安全と安心に直接影響を与えているということが、はっきり分かった年だったのではないかと思います。それに対して、市のこの計画は10年ごとに改定されているわけで、正直言って、気候変動の速さに全然追いついていない。10年先のことを考えてと言っても毎年毎年どんどん変化してきてしまうので、もう市民自身が自分のこととして、温室効果ガスの削減にも取り組まないと間に合わない状況になっているのではないかと考えまして、ここに書かせていただきました。説明は以上となりますが、この答申案につきまして、何かご意見ご質問等ありましたらぜひお願いしたいと思います。

修正がないようでしたら、皆さまからのご承認をいただきましたので、この案を正式に承認していただくということになりますが、よろしいですか。ありがとうございます。ではこちらの内容で市長宛に答申させていただきます。この後の事務的な取り扱いについて事務局からご説明をお願いします。

○森課長補佐 本日これで年次報告書の答申につきましては、ご確認いただきましたので、会長から市長宛の文書としてご提出いただくこととなります。なお、分科会長と会長から主立ったところをご説明いただきましたけれども、課題とされている点につきましては、各課にフィードバックをいたしまして、次年度の取り組みを進める上で、課題として取り扱いをさせていただければと思います。事務局からは以上となります。

【議題2 茅ヶ崎市環境基本計画の政策評価に対する答申（案）について】

○安齋会長 それでは、議題の2、茅ヶ崎市環境基本計画の政策評価に対する答申（案）について入りたいと思います。これは中間見直し時に政策評価として、計画が当初の目標に沿って順調に進んでいるかどうかということ、取り組み実績に関するコメントと総合

評価に関するコメントとして伺いまして、年次評価と同じように、自然環境分科会、生活環境分科会そして温暖化対策分科会の3つの分科会で議論していただきました。その3つの分科会で個別に議論していただいた政策ごとの評価に対する意見について、資料2をご覧ください。この資料2の1ページから8ページにそれぞれの分科会のコメントとして記載しています。政策目標5は年次評価と同じように、環境に配慮した行動を实践するまちについて、3つの分科会での共通で議論していただいています。それぞれの分科会からコメントを列記していますので、議題1と同じように、まず3つの分科会長よりご報告いただいて、それから冒頭の答申本文についてご確認いただきたいと思います。それでは、最初に分科会の内容について、各分科会長より簡単にご報告をいただければと思います。自然環境分科会の藤吉委員からお願いいたします。

○藤吉委員 自然環境分科会の報告をさせていただきます。資料2の1、2ページのところから見ていただきたいのですが、自然環境分科会については、政策目標1と5が議論の対象です。その政策目標1が示されている1、2ページのところですが、取組実績に関するコメントと総合評価に関するコメントの一部に着目して説明させていただきます。

取組実績に関するコメントとしては、自然環境の評価活動が継続的に実施されていることは、地域に根差した取り組みとして十分評価できる。一方で、一部の団体の方々からの要望や、アンケートにおいて不満もしくは改善等の意見も多数見受けられる。今後については、さらなる情報の共有の機会を増やし、市民団体や地域住民の方々に対して丁寧な対応を取っていただきたいということで、ここに示させていただいています。

総合評価に関するコメントとしては、ここも最初の出だしのところから外来種の増加と新たなリスクへの対応を含めて、自然環境の質と量の両面からの保全施策の強化が必要であると思われます。特定外来生物の動向については引き続き注視し、必要に応じて臨機応変に対応していただきたい。これも対応の仕方や連携が少し取れてないところもあるので、今後連携をしながら、外来植物として見つかったものが、まだ定着し始めの状況のようですので、早いうちに手を打っておかないと、結局全体に広がってしまうと幾ら時間をかけてもなかなか根絶するのは難しいということで、早急な対策というのをお願いしているところです。

6ページのところから、政策目標5が始まるわけですが、自然環境分科会の取組実績に関するコメントとして、出前授業などの学校教育や公民館での講座、環境フェアの開催、ボランティア活動の支援等、環境学習や活動の機会を広げる多様な取り組みが実施されていて一定の効果が出ていることは評価できる。一方で、学習や活動機会に対する市民の不満割合は依然として高い状況なので、最後のところに示しているように、周知もしくは広報の方法や内容が、参加者の関心や生活スタイルに合っていない可能性もあるため、今後、関係部署等の連携も含めて再検討していただきたい。また、その担当部署間の連携をお願いする内容になっています。

次に7ページのところですが、総合評価に関するコメントの自然環境分科会の意見として、環境学習や活動の機会に対する不満率減少のため、効果的な広報や市民のニーズ把握を挙げています。そういう把握をしながら改善したいということが示されていますので、今後どういう対策を進めていくのか。SNSを使った多彩な広報を今後増やしていくことに加えて、市民がどのようなことを求めているのかを情報収集しながらそのニーズを把握

して、何かその1つ2つに該当するようなものを今後開催していただければ、もっと参加者を含めて、増えていくのではないかという期待も込めてお願いをしているところです。先程の政策目標も含めて、色々な要求とか改善、お願いが分科会の中から出てきたわけですが、中間見直しの骨子の中に、政策目標1のところだけの確認しかできていないのですが、分科会から出てきたような内容が、すべて箇条書きとして、しっかり検討課題ということで示されていますので、それはすごくありがたいことだなと思いました。報告は以上になります。

○安齋会長 自然環境分科会の藤吉分科会長からご説明ありましたけれども、何か委員の皆さまから補足とか質問とかありますでしょうか。それでは、続いて生活環境分科会の湯浅分科会長から説明をお願いします。

○湯浅委員 生活環境分科会は先程と同じように政策目標2と政策目標3及び政策目標5に関して、政策評価を取りまとめました。お手元の資料の2ページの最後のところから始まっていますのでご確認ください。

まず、政策目標2の取組実績に関するコメントは基本的にどの項目もそうですが、これまでの取り組みを評価して継続をしてくださいということが中心になっています。ただ、その中で、特に出てきたコメントということで言えば、1番最初にありますけれども、ごみの不法投棄です。ごみなで政策目標3にももちろんかかるし、そこにも出ているのですが、不法投棄が多いと良好な生活環境も乱されるということで、両方に跨る部分かと思っています。やはり、北部の小出地区で非常に多いということで、地域の方が環境保全部会を発足させて取り組んで、市とも協力をしてやっている。ただ、なかなか減らないということで、何とかしたいので、体制の強化とか場合によっては何らかのペナルティーを検討する必要があるのではないかというコメントがありました。3ページですけれども、総合評価に関するコメントだとこちらも北部地域の話ですけれども、もともと農業をされている方が茅ヶ崎市内としては多かったということ。全体として多いわけではないと思うのですが、ただ、その方たちも担い手が不足をしてきているということで、耕作放棄地が増えてきて、生活環境として問題が発生してきているのではないかということ。この点について、かなり踏み込んだ検討になるのかもしれませんが、市街化調整区域の線引きの見直し等も含めてより根本的な対策が必要ではないかというご意見がありました。あとは、大気汚染や光化学オキシダント、水質もですが、茅ヶ崎市内の取り組みだけでどうにか解決するというものではありませんので、県や近隣市町村との連携を進めていくことが必要であると意見がありました。

続いて、政策目標3ですけれども、資源を大切にする循環型のまちということで廃棄物関係、ごみ関係ということになっています。こちらも取組実績に関するコメントとしてはこれまでの取り組みを評価するという。特にごみ袋有料化という形で有料化の導入がされましたけれども、そちらについては、かなり定着をしてきた。さらに、その中で増えてきている家庭用生ごみ処理機の購入希望に対する補助も、予算の確保も含めて取り組んでいただいている点が評価されている。一方で、総合評価に関するコメントは戸別収集に対する懸念、ごみ問題そのものというよりは自治会の機能に対する影響があるのではないかなというご意見がありましたので、こちらの点も事務局とのやりとりをさせていただいて、戸別収集は基本燃やせるごみだけなので、他のごみについては継続してステーシ

ョン収集を行うということではあるのですが、それでも、やはり懸念がぬぐえないというご意見があります。

続きまして、政策目標5の取組実績に関するコメントは、色々なキャンペーンやウェブサイト、SNS、ホームページ等を使った広報を積極的に行っていただいています。或いは学校向けの対応等も随分していただいていますので、引き続きこれ続けてほしい。総合評価に関するコメントは、これも引き続き広報をしっかりとやっていただきたいということではあるのですが、1つ、今後の改善に向けて、7ページに記載のある内容ですが、色々なアンケート調査を取って市民の満足度を確認していただいているのは非常に良いと評価されているのですが、一方で、不満を抱いている方は当然ですが、一部いらっしゃるということで、そうした人たちがどんな方なのか、年齢とか住んでいる地域、色々な形で分析が可能だと思いますので、そこを分析することによって、もう一歩踏み込んだ検討ができるのではないかとご意見がありました。生活環境分科会からは以上になります。

○安齋会長 生活環境分科会、湯浅分科会長からご説明いただきましたけれども、これについて何かご質問等ありますでしょうか。それでは、温暖化対策分科会、山田分科会長から説明をお願いいたします。

○山田委員 政策評価意見については、先程の事業評価よりもさらにかいつまんだ説明が難しいのですが、ポイントを絞って説明します。

政策目標4については、かなり意見が多く出たのと、それら意見の傾向も分散するところが大きかったので、ポイントを4つに絞って説明をさせていただきたいと思います。意見傾向の1番目ですが、この環境基本計画は市の政策作りの上では、とりわけ市民生活の変化というか、茅ヶ崎市の市内の状況の変化とそれに合わせた将来的にも住み続けるまちを作るという前提が大分色濃いと思います。その点で言うと市民へのアピールは当然必要になってくる。広報系の政策目標と啓発系の政策目標というのは、非常に意味のある重要なポイントになってきます。事業評価からも明らかになった通り、そうした広報系の部分については、比較的上手くいっているものが多いという点で、政策の在りようと、その目標設定の在りようについては、良いものとして考えられるというコメントの傾向がありました。

2番目が大変難しかったのですが、施設や設備をめぐる変化を、どこまでこうした政策によって促すことができるかです。とりわけそのような施設や設備の導入に基づく、エネルギーの使い方や温室効果ガスの排出の仕方というところにどのように政策目標が踏み込むことができるかという意見の傾向でした。これについては、明らかに庁内対策というか、自治体レベルでの庁内向け対策は上手くいっているところが多い。それに対して、市民事業者への影響や対策については、政策の目標設定上、弱いところがあったのではないかと。そして、お金をつける施策が難しい状況の中で、自治体の資金準備がどこまでできるかということ。これは、ある行動やある買い物を推奨することに繋がります。とりわけ温室効果ガスの排出抑制については、太陽光発電機器等の補助ですとか、それから乗り物に対する補助が関わってきます。こうした補助にかんする政策目標を掲げられないのであれば、施設や設備についての政策をどうするかということ、次の検討の課題に挙げるべきだという意見傾向がありました。

それから3番目が、これも非常に多かったのですけれども、意識を高める啓発系の傾向の目標を、実践や具体的な生活の変化にどう導くのかという意見です。市民の行動作りを政策の中で、どう推進し展開するのかということについては、さらなる検討ができそうかどうかということです。特に温室効果ガスについては、削減ポテンシャルの計算は、その都度、市でも行っているようです。よって、そのようなポテンシャル量と連動させる目標作り、それから近々には国のメッセージ、国の政策目標の変更をどう取り込んで、どう政策に落とし込んでいくのかという修正は不可欠でしょう。必然的に目標値の上方修正が必要になるという問題にぶつかります。ここを意識から実践へという中で、きちんと結びつけなければなりません。これがポイントになっているだろうという意見傾向でした。

最後4番目に、こうした1番～3番のような目標作りや目標の評価において、やはりきちんと茅ヶ崎市としての成果を示すべきです。こういう政策目標を掲げたことによって、このような結果が出て、現実的に茅ヶ崎市の魅力であるとか、住みやすいまち、安心安全の暮らしといった、かなり抽象的なレベルの目標が達成され、魅力ある茅ヶ崎になるかどうかということです。こういうところを想定した政策に転換していく必要がある。意識していないわけではないのですが、それが啓発だけに留まらずに、きちんと全体的な連動の中で示していくことが必要になるだろうということでした。無理にまとめましたが、この4つぐらいの意見傾向ではなかったかなと思います。

政策目標の5番については、すでに他の分科会でも発表になったところもあるので、重複を多少恐れずに申し上げます。広報PR系の努力の良さ、それから学習機会の提供が続けているところが良い。それによって上手くいけば、行動変容に繋がるようなところは、非常に重要なポイントです。特に職員に向けた学習機会の提供は引き続き、きちんとやっていくべきではないかということ。これに対して、今まだ弱いと感じられる部分は、インターネットやAIを活用した学習や、行動変容をどのように政策目標の中に取り込み、それを評価していくのか。これらは、今はまだ十分にできていないところもあるので、そのあたりを盛り込んだ次の展開を見据えていく必要があるということ。また、対話による目標設定や、環境に配慮した行動を実践するまちの在りようとしては、市民の対話や、自治体が仲介する市民や事業者との多面的な対話による設定とか評価、改善というのは、引き続き求められるでしょう。そして、改善点としても、さらに検討していくべきではないかということ。対話がゼロではなかったところがあるので、そういう良さが見えてきたという意味では、そこは評価に加えるべきではないかということです。本分科会の他の方も補足があればお知らせください。私からは以上です。

○安齋会長 これまで3つの分科会からのご報告をいただいたわけですが、今の温暖化対策分科会も含めて全体をとおして何かご質問、ご発言等ありますでしょうか。よろしいですか。それでは本文の方に移らせていただきたいと思います。まず、はじめにと審議会としての意見と2つに分けています。はじめにのところは、どうやって審議を進めたかということと、特にこれを書いている時はすごく暑かったというのはあるのですけれども、毎日毎日40度を超えるところが何ヶ所も日本でありまして、確かに今までで1番暑い夏だったということになると思います。本来日本の気候というのは、海に囲まれた、穏やかな四季の国ですが、日本の周りの海水温の図をよくテレビで出ますけれども、真っ赤ですね。海で取れる魚も変わってきているということがあるのですが、その熱い海水に

焙られるような形で、どんどん暑くなっていくとともに、雨の降らないところと雨が降りすぎるところと分かれてしまって、すごく日本を取り巻いている気候が変わってしまったということは、皆さんこの夏によく感じられたのではないかということを書かせていただきました。

次に、地球温暖化をどういうふうに対応していくかということに対する国際的な取り決めがありますけれども、産業革命前に比べて1.5℃に抑えるというパリ協定のことを出しました。それに対しての日本の国としての施策と県としての施策、市としての施策が非常に乖離してしまっているということを1つ書かせていただきました。中間見直しのところでも出てくることになりますけれども、現在我々が年次報告書等で評価しているところは、2013年比で26%削減ということで、この10年間の計画は立てられているわけです。ところが途中で国は46%削減というふうに目標を変更してしまった。その結果、ちょうど10年単位で考えなければいけない環境基本計画の真ん中の時点で、まだ26%削減は全く届いていない状況にもかかわらず、残り5年間で46%まで何とかしないといけないと言われている。この辺が温暖化対策分科会で非常に厳しい議論があったとお伺いしていますけれども、どうやって具体的な施策を考えるのかというのが、非常に大変ではないかと考えています。それを実際に達成しようとするのであれば、役所の会議でこんなこと言うのは、変な話ですけども、役所に頼っていてはもうできないのではないかな。市民自身が、自分で行動を変えるということにならないと、なかなか達成できないのではないかな。地球温暖化対策を自分事として考えるということであれば、例えば太陽光パネルの設置や、雨水を貯めるタンクを作る。例えば、災害対策にもなるということで、言ってみれば、自分の身をどうやって守るかということに繋がるのですけれども、目標を持って行動していかないと、なかなかこの目標達成は難しいと考えたわけです。急激な変化というのが、他の目標にも影響を与えるということは、3つの分科会の議論の中で明らかですので、その中で、全部をきちんとやりきれんかどうかということもあると思いますが、何を選んで、何はちょっと置いておくというような優先順位を決めながら、茅ヶ崎市らしい方法を考えていかなければいけないということで書かせていただいています。

1ページ目、審議会としての意見のところの項番1は、基本的に政策目標を書かせていただいて、ちょうど5年目の政策評価ということが書かれていまして、項番2のところに政策評価について求められた事項がありますけれども、この茅ヶ崎市環境基本計画だけではなくて、茅ヶ崎市みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画、ちがさき都市マスタープランというのもありまして、それらが並行して動いています。それぞれが別々ではないので、最終的には茅ヶ崎市総合計画というものにまとめられていくわけですけども、特に地球温暖化対策については、国の温室効果ガス排出量の削減目標は非常に大きく変更されて、国が46%なのですが、神奈川県は50%と言っている。今、市は26%という目標を掲げている。中間見直しに向けて全体の上位計画という言い方が正しいのかどうかというのがありますが、整合性をきちんと図っていく必要もあるのではないかとこの部分を書かせていただきました。本文の説明をさせていただきましたけれども、委員の皆様のご意見等いただければありがたいのですが、何かありますでしょうか。あと、もう1つ、中間見直しがありますので、そこでまた色々ご発言いただければと思いますが、もし修正がないのでしたらこれで進めさせていただきます

が、よろしいでしょうか。それでは、皆様からご承認いただきましたので、この最終案は正式に承認されたということで、市長宛に答申をさせていただきたいと思います。今後の手続きについて、事務局の方からありますか。

○森課長補佐 こちらにつきましても先程議題1で承認いただきました年次報告書の答申と併せて、政策評価の諮問に対しての答申という形で、会長名で市長宛ての文書として提出させていただきます。

また、答申の内容につきましては各課へフィードバックするとともに、この後、骨子にご意見をいただきますけれども、見直しの過程の中でいただいたご意見を反映して、新たな見直し計画を策定していければと考えています。事務局からは以上となります。

【議題3 茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し（骨子）について】

○安齋会長 それでは、早速、議題の3に入りたいと思います。茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し骨子について、中間見直しの骨子が資料として、皆様のお手元にあると思います。本日はその内容をまず確認いただいて、見直しに向けたご意見をいただければと思います。最初に事務局から中間見直しの骨子の説明、併せて資料の説明をお願いします。

○森課長補佐 それでは、議題3 茅ヶ崎市環境基本計画中間見直し骨子につきまして、基本的な考え方等を事務局よりご説明させていただきます。資料3になります。今、画面に共有させていただきましたが、こちらが茅ヶ崎市環境基本計画中間見直しの骨子の概要となります。まず冒頭1ですけれども、この計画の位置付けについて、改めてお示しをさせていただきます。本計画は、環境基本条例の理念の実現に向けて市民、事業者、市がそれぞれ果たすべき取り組みを示す総合的な環境計画です。また、地球温暖化対策実行計画や、地域気候変動適応計画を包含した計画となっています。なお、計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間となっています。計画の位置付けにつきましては、こちらのフローの通りとなっています。

次に、見直しの背景となる社会情勢の変化についてです。国際的には地球温暖化対策の強化や生物多様性の損失を反転させるネイチャーポジティブといった考え、そして資源を循環させるサーキュラーエコノミーへの移行が求められています。また、国内では国が温室効果ガスの削減目標を、2030年度に2013年度に比べ46%、さらには2035年度には60%削減へと目標を設定しています。加えて環境の質を高めることが人の幸福、いわゆるウェルビーイングに繋がるという視点が国の計画では新たに示されていますので、そういったものを意識しなければいけないと考えています。また、神奈川県は2030年度に温室効果ガスの排出削減目標50%削減となっていて、取り組みが強化されている部分も意識しての見直しが必要と考えています。

続いて、現行計画の中間評価と課題について、先程、政策評価についてのご意見を多数いただきましたけれども、そういったものも踏まえて各課題があります。自然共生の分野については、市民活動により一定の成果等が見られる一方で、外来種の拡大や緑化の減少といった部分が課題として挙げられています。また、生活環境の分野だと、美化活動などが進展している一方で、大気汚染や水質については、一部環境基準を超えている状況があり、こちらは市単独での対応が難しいので、広域的な対策が必要ということが課題として挙げられるかと思っています。資源循環の分野については、ごみ有料化を契機とした家庭ごみ

の排出量などは減量しましたが、リサイクル率、或いは事業系ごみを減らすための取り組みは今後も必要とされています。気候変動の分野については、再生可能エネルギーの導入というのは少しずつ進んでいるところではあるのですが、温室効果ガスの削減のペースというのは、目標が変わったという部分もありますけれども、目標達成に向けて不十分というような状況です。政策目標5の部分、環境活動や学習の分野では、コロナ禍の影響もあり、市民参加や活動の契機というのが、コロナ終息後も伸び悩んでいる現状です。こうしたものを踏まえて見直しのポイントは大きく4点挙げさせていただいています。

第1に温室効果ガスの削減目標を、国や県と整合させ2030年度に2013年度比で46%削減を目指す。第2に指標を分かりやすく、定期的に観測可能なものになるべく変える。第3に政策評価を審議いただく際に、ご意見としていただきましたが、計画として分野が分かれているものの、1つの計画になっていますので、分野横断的な関連を明確にして、計画全体の効果を高めるといった内容にする。最後に市民や事業者にとって行動の目安となる、伝わりやすい計画という形に少し見直しができればと考えています。さらに新たに加える視点は、なかなか市町村単位でできるものは限定的かもしれないが、環境を通じた生活の質の向上です。ウェルビーイングの実現に少しでも寄与するような形、或いはネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーといった部分への移行に向けた視点も少し踏まえた形で見直しを進めていきたいと考えています。また、本計画は地球温暖化対策実行計画の区域施策編を包含している計画であるため、令和5年度に作成した脱炭素シナリオに基づく温室効果ガス削減に向けた取り組みを少し具体的に示していくとともに、政策目標ごとに市民や事業者、市、それぞれが役割を認識して、積極的に環境に配慮した行動が取れるような計画へと見直しを進められればと考えています。そのような計画へと見直すことで様々な主体が取り組みを進め、茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像の実現を目指していきたいと考えています。最後に政策目標や基本方針、施策体系については、中間見直しであるため大きな変更等はありませんが、一部施策の見直しや拡充、或いは追加等を行うことを考えて、今後素案の作成に向けて庁内での調整も進めていきたいと考えています。参考の1はコンサルに委託するに際して、見直しの基本的な考え方をこれまでの審議の過程を踏まえて市として示したものです。参考の2はまだ構成案で、あくまでも参考というところでご覧いただければと思うのですが、これから詰めていくところは調整中という記載がありますが、目次をご覧くださいますと、冒頭中間見直しについてのくだりということで、目指すべき将来像や本計画はどういうものか、基本的に記載すべき大事な部分を示しています。市としては、市民や事業者に読みやすいものを冒頭から読んでいっていただいて、こういった分野で我々はどういうことをしたらいい、こういった目標を市は掲げて取り組んでいるのだというのをなるべく分かりやすくするために、第2章に政策目標1からそれぞれの目指すべき姿、施策、取り組みをまとめられればと考えています。これまでは施策ごとに指標なども表記していたのですが、政策指標、施策指標については、あくまでも目標に向けた我々で判断すべき材料という部分ではあるので、そこらは各政策分野の後ろにまとめるような形で構成を考えています。第3章で計画の推進体制や、進行管理といった部分を記載する形で、なるべくボリューム感を必要最小限に絞った構成にしようと考えています。

以上が中間見直しの基本的な考え方ですが、政策評価をしていただいた際に、温暖化対

策分科会の委員からのご意見で横断的な取り組みを意識した目標設定も必要ではないのかというお話もありましたので、その辺りも含めて、委員から骨子についてのご意見ありましたらご発言をお願いします。事務局からは以上です。

○安齋会長 中間見直しの骨子について、今ご説明いただいたわけですがけれども、これについて皆様からご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○山田委員 審議会というよりも事務局に質問なのです。今回、温暖化対策分科会から、横断的なお願いも含めて他の分科会にリクエストを出してしまいました。場合によっては議論が長引くことや、そこはカバーしきれないという反応もあったかもしれません。今回の改善の骨子をまとめる際に、事務局として横断的な議論をどのように感じましたか。また、他の分科会からはどのようなさらなる要求のリプライがありましたか。こうした経緯をご紹介しますと、おそらく温暖化対策分科会の皆さんは、自分が言ったことにどのような反応があったのかが分かってありがたいと思います。事務局レベルの取りまとめの段階で、横断的な議論がどのような意味を持って、事務局としてどのように受けとめたのか、簡単で結構ですので、ご説明いただけませんかでしょうか。

○森課長補佐 温暖化対策分科会では、個別計画という部分も加味しているところと、あとは排出量の削減目標が明確に示されていますので、そちらを意識した数値的な目標設定や、それを厳密にしていくに際して、政策目標4の中で施策として実施しているような取り組みだけではなくて、生活環境の分野で言えば、プラ組成のごみの燃焼に関わるものや、或いは自然環境の部分で言えば、緑という吸収源の部分でも大きな話で言えば関係するといったところもあるので、そういったものも連動するところがあるという視点で見たほうがいい、計画を体系付ける必要があるというお話がありましたので、各分科会でも、それぞれの政策分野で、どういったことが考えられるかを議論いただきました。そういった中で出てきたお話としては、二酸化炭素というものが目に見えないものですし、それを定量的に測る術がなかなかないので、他の分科会で取り組んでいるような施策に伴う、実績に対しての数値的なデータや、目標設定は難しいのではないかというご意見がありました。しかし、例えば、自然環境の分野であれば、緑という部分が吸収源という示し方をするかしないか、今の施策の案としては、気候変動の政策目標4には掲げていますけれども、そういったことを政策目標1の自然環境の分野で明確に示さないまでも、緑というのは、色々な部分で環境に寄与している。二酸化炭素の吸収源という部分でも、緑はシンボリックなものになるのではないか。或いは数値目標を掲げないまでも、当然ごみを減らすというのは非常に大切なことなので、結果的には二酸化炭素の排出量削減にも繋がっているという部分を、少し意識する形での取り組みはしていかなければいけないというお話はありました。すごく雑駁ですがけれども、そういったご意見も踏まえて、本日、皆さまからの意見や、今後庁内調整もしていく中で、多数ご意見をいただくとしますので、なかなか数値的な目標が難しい部分もあるかと思いますが、国の方でウェルビーイングという大きい目標はありますけれども、やはりこの計画の策定当初の考えが、市民の生活の満足度や市民生活が向上するような視点で、指標も市民アンケート調査の結果を採用したという経過もあります。一方で、定量的な評価ができるような意識もして見直しを進めていければということ。また、骨子の4ページ、政策体系を示したところに、政策目標1に木のマーク、2のところは水がきらきら光っているマーク、3はリサイクルマーク、4は太陽

光パネルとEV、5は地球に葉っぱが生えているマークを示し、各基本方針を掲げている部分に関しては、それに付随して関連する政策分野もあるということを、マークで示したいと考えています。これに加えて、施策等の部分でどの程度加味できるかは今後のご意見も踏まえてとなりますけれども、現状ではそういった形で横断的な視点も必要ではないかと考えています。事務局からは以上です。

○安齋会長 山田委員、いかがでしょうか。

○山田委員 続けて質問してよろしいでしょうか。分科会の議論を背負っているとはいえ、時間をちょうだいして恐縮です。もう1つ質問させてください。今回の政策評価や事業評価を踏まえて、温暖化対策分科会の中でとりわけ議論されたのが、今も回答の中にあった数値の扱いでした。例えば、今回挙がっているようなネイチャーポジティブとか、サーキュラーエコノミーというのは、あくまでも理念です。目標としての方向性は分かるけど、茅ヶ崎市の目標として、それがどのように現実に下ろされていくのかは、さらに検討すべき重要なポイントではないかと、資料を拝見していて思いました。その点で言うと、例えば、温暖化対策分科会が提案していた内容は、すべてを純粋な数値に置き換えてくださいということではなかったと思います。3ページの5番にある26万トンCO₂削減は、茅ヶ崎市民1人当たり約1トンの削減と記載があります。このダミー指標を、例えば、意識が変わり、行動が変わると、どのくらいの削減として見込めるか。皆さんの協力が積み重なっていくと、この大きな成果として、累積的に環境の価値がどのように溜まっていくか。こうしたことが、目標を作るときに重要なポイントになるという提案でした。数値を、無理に頑張っただけが正確で正しく事実に基づいた数字を算出してくださいということだけではありません。むしろ重要なのは、啓発目標や、質的な目標に対して、市民や事業者がそこに応えて頑張ったら、その累積が形となって見えてくる。だからこそ、啓発で、皆さんの意識に訴えていきましょうとか、このような行動変容を促していきましょうという目標になるのではないのでしょうか。その意図の部分が、今後の4ページの施策に基づく主な取り組みを実施というところに繋がって見えてくると、おそらく分科会の皆さんが訴えたかった内容が、反映されてくるのではないかと思います。よって、それが可能かというのが具体的な質問です。ですが、今は、このようにお考えいただけるといいのではないかというコメントに変えたいと思います。

○安齋会長 温暖化対策分科会は相当議論をしまして、取りまとめられるのは大変だったと思いますけれども、いわゆる数値目標というのは皆さんご覧になっている通り、26%削減を46%削減にどうやってするのという数字だけの話にしたところで、頭打ちになってしまうだけではないかと。それで市民が自分たちの行動を変えた結果として、どのくらいの減少に繋がるのかというのを見える化することではないでしょうか。それをお示しできれば、具体的にじゃあこうやってみようというふうに変わっていくのではないかと。それがないとやはり、この数字にしなければいけないと言われても、何をすればいいのということになってしまいますので、その辺を特に今回の中間見直しでは踏まえた方が、より市民にご理解いただいて成果の上がるものになるのではないかと私も考えています。

他、いかがでしょうか。

○湯浅委員 先程の温暖化対策分科会からの話と今回の見直しに関するコメントを繋げてお話をさせていただきますと、温暖化対策分科会からの横断的なコメントということで、

生活環境分科会にも結構コメントがあったかと思います。特にごみの焼却に関して、ごみの組成が変わることによって、大分CO₂の排出量が変わるのではないかとということで、組成について、生活環境分科会で議論してほしいというお話があったのですが、分科会の中で私の方で申し上げさせていただいたのは、ごみの組成に関しては、資源循環課の方で別途、審議会を持っていますので、厳密にはそちらの担当になる。安齋会長の先程のお話でもありましたけども、領域が被っている中でごみの組成とかについては、資源循環課の方の領域になっているということで、直接的にその部分について議論することは生活環境分科会の領域とはちょっと違うのかなというところもありました。ただ、資源循環課の審議会でも、プラスチック対策、特にプラスチックを減らしてくださいというお話があったかと思うので、そちらについては取り組みを進めていますし、一般廃棄物処理基本計画の見直しもしていますので、その計画と連動させながら、きちんとかごみの分別等が進むような形でこちらとしても動いていきたいというようなお話は、分科会の中でさせていただいています。特にプラスチックに関しては、2022年にプラスチック資源循環促進法ができて、今まではプラスチック容器包装に限って集めていたものを、一般に製品プラスチックと呼ばれるもの、具体的には、歯ブラシとかハンガーとかも分けて収集してくださいという形になりまして、横浜市はすでに実施していて茅ヶ崎市も今後やると受け止めていますので、それが実現されると実際にプラスチックの焼却される量も減っていくのではないかと見ています。その計画を資源循環課の審議会で作るとかと思っていますので、こちらも連携する形で、市民の分別をしっかりと促すような形で検討していきたいということが温暖化対策分科会に対する回答になります。中間見直しということであれば、今後もしプラスチックの分別がまた変わって進んでいくということであれば、その点に関する情報がこちらの審議会にも上がってくるといいのかなということが1つ。プラスチックに関する温暖化対策分科会からの問いかけには対応していきたいなと思っています。あとシンプルに質問として思ったのが、今回の見直しで、サーキュラーエコノミーへの転換ということで、もちろん国が言っていることなのでそれに乗るということだと思うのですが、今お話した資源循環課の一般廃棄物処理基本計画とかにも出ているような用語でしょうか。こちらのオリジナルの用語なのかだけ確認させていただければと思います。

○安齋会長 事務局の方いかがでしょうか。サーキュラーエコノミーについて。

○森課長補佐 資源循環や循環型社会という言葉は多数出てくるのですが、サーキュラーエコノミーという言葉では、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画には出てきていません。ただ、国の環境基本計画がそういったところを意識した作りになっていますので、その辺りは具体的な施策まで落とし込めないまでも、少し意識するような内容で記載できればということで示しています。

○湯浅委員 了解です。ありがとうございます。

○安齋会長 私は茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会の会長もやらせていただいておりますので、そちらでこれから問題になってくるのは、湯浅委員から先程お話になったような、プラ新法と言われる、新しいプラスチックに関する法律に対してどう対応していくかというのが大きな問題になってきています。特に、製品プラスチックという言葉が非常にわかりにくくて、プラスチックの種類やその分け方。あとは資源循環課に聞くのですが、今も、ほぼプラスチックとか分類が色々あるらしい。その辺のわかりにくさというのが、今

後のごみの分別、回収に非常に影響を与えてくると思いますので、そこをきちっとお伝えできるようにしていくというのは、茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会で議論をしていくことになると思います。ただ、今回の政策評価等を通じて、他の審議会や他の部局とやっていることと結局は茅ヶ崎市として一体なわけですね。ですから、他でどういう議論をしているかという概要についての情報の共有は、非常に重要ではないかと思っています。実は私も今回、答申を書かせていただく時に、他の審議会の議事録を読ませていただきました。隣では何を議論しているのだろうと見ながらやらせていただきました。例えば、自然環境も、茅ヶ崎市みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略という、いわゆる生物多様性の基準というのは、茅ヶ崎市みどり審議会で議論している。あと特緑と言われる地区の指定に関しても、別の審議会でやっていて、当然同じ茅ヶ崎市の行政の中ですので、それぞれの審議会が勝手にやっているわけではないので、その辺の情報共有はしていかないといけないと思いました。当然市だけではなくて県や国があるわけで、市民団体は市ではなくて、県と直接やりとりしたりしている方もいる。河川は県の管理の範囲になっていますし、一級河川の場合、国の管理の範囲になっていますので、行き先が違うということもありますけれども、実際、それは行政上の区分だけであって、同じところにあるわけですが、その辺の情報共有をきちんとしていかないといけないと非常に強く感じました。他にご質問等ありませんでしょうか。

○藤吉委員 1点確認させてください。先程共有されていた資料3をもう一度見せていただいてもよろしいですか。2ページを見せたいのですが。この政策目標1から5までの中間見直しということで、右に枠として、主な見直し事項、検討事項ということで、箇条書きで色々示されていますが、この箇条書きで示されていることに対する具体的な内容が今後提案されるということか。その提案をまとめたものが、それぞれ施策ごとに示されて、それを第3回の環境審議会の前までにいただいて、それに対する検討を進めていくのが、今後の流れということでしょうか。

○森課長補佐 藤吉委員おっしゃる通り、ここに記載の見直し事項や、検討課題について、こういった取り組みができるのか整理するのと併せて、取り組みにおける評価指標も考えて、それを素案としてお示しをする形になります。

○藤吉委員 実際施策の1から複数ある中で、別にすべて変える必要はもちろんないわけであって、その中の一部の項目とか数値とか指標が変化して、それが今後提案されてくるということですか。

○森課長補佐 各項目に記載のものすべてに対応するような形で何か取り組みを掲げることではなくて、そういったものも踏まえた中で現行の取り組み、施策でいいのかどうかを整理して、現行のものを拡充したり、場合によっては現状のものに置き換えて何か別の取り組みを考えたり、そういった作業をこれから詰めていくことになりますので、既存の取り組みを当然継続するものも、多数あるかと思います。

○藤吉委員 その見直しを含めた検討事項の具体的な案が取りまとめられたこの資料、参考2という中間見直しの資料は、いつごろ私たち委員が手元にそれをダウンロードして確認できることになるのでしょうか。その時期だけ最後に教えてください。

○森課長補佐 次の審議会の予定が11月20日を予定していますので、ぎりぎりになってしまうかもしれませんが、11月の中旬ぐらいまでにはと考えています。

○藤吉委員 大変な作業になると思うのですがよろしくお願いします。

○安齋会長 後で、事務局から今後の予定についてご説明はあると思いますけれども、次の審議会までには、中間見直しの案が皆さまにもお示しされて、議論を進めるということになると思います。他にありませんでしょうか。それでは、他になれば、今日いただいた意見は、実際にその計画の趣旨とか、進み具合と照らし合わせながら、整理して、反映していくことになると思います。よろしいでしょうか。それでは、事務局からその他何かありますか。

【議題４ その他】

○森課長補佐 では、今後のスケジュールをその他という形で少しご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○安齋会長 よろしくをお願いします。

○森課長補佐 茅ヶ崎市環境基本計画の見直しに関する今後のスケジュールについて改めてご説明をさせていただきます。まず、今年度６月に開催しました第１回環境審議会で提出させていただきました諮問事項、年次報告書についてと政策評価についての審議というのは、本日をもって答申案について承認いただきましたので終了となります。答申につきましては、会長名で市長への提出という形の運びとなります。委員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中、お時間を作っていただき熱心なご審議いただきまして誠にありがとうございます。今年度は、事業評価と政策評価２つを評価していただいたということで、昨年の施策評価と事業評価の評価に続き、大変ご負担をかけてしまったかと思いますが、そこについても改めて感謝申し上げます。見直しに関してのスケジュールですが、第１回の環境審議会でお示したスケジュールでは、第３回目の環境審議会は１０月の下旬を予定していたのですが、日程調整をさせていただいております通り１１月２０日に開催予定なので、第３回の環境審議会では、本日いただいたご意見ですとか庁内調整を踏まえた中での見直し素案を改めてご確認いただいてご意見等頂戴できればと考えています。その後、来年１月に予定していた中間見直し素案に対するパブリックコメントにつきましては、可能であれば前倒しで１２月に実施できればと考えています。委員の皆さまには、今後も多大なるご協力をいただくことになろうかと思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。最後に１点ご案内なのですが、１１月１６日の日曜日に、毎年恒例ではあるのですが、ちがさき環境フェア２０２５という形で、市役所にて環境啓発のイベントを実施します。会長であられる安齋会長と園原委員所属の日本大学の学生にもご協力いただいています。お近くにいらっしゃる際には、お立ち寄りいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。見直しについてのスケジュール、説明については以上となります。

○安齋会長 ありがとうございます。大体これですべて終了とは思いますが、委員の皆様から何かご発言等ありますでしょうか。よろしいですか。それではちょうど予定の時間ということで、これで第２回の環境審議회를閉会とさせていただきます。長い時間ありがとうございました。またこれから大変な作業が続きますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森課長補佐 皆様お疲れ様でした。以上で本日の会議は終了となりますのでリモート参

加の皆さま、どうぞご退室ください。ありがとうございました。